

福岡市公報

令和 7 年 3 月 31 日 第 7132 号(別冊 3)

発行所

福岡市中央区天神一丁目 8 番 1 号

福岡市役所

(総務企画局行政部法制課)

発行日 毎週月・木曜日

目
次次
一
規
則

ページ

○会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正 (第23号)	1
○単純な労務に雇用される職員就業規則の一部改正 (第24号)	2
○単純な労務に雇用される職員就業規則の臨時特例に関する規則の 廃止 (第25号)	2

規

則

会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和 7 年 3 月 31 日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市規則第23号

会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則 (令和元年福岡市規則第 5 号) の一部を次のように改正する。

第 3 条第 8 項を同条第 10 項とし、同条第 7 項中「福岡市職員の勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例 (昭和 26 年福岡市条例第 55 号。以下「条例」という。) 第 3 条第 8 項」を「条例第 3 条第 9 項」に改め、同項を同条第 9 項とし、同条第 6 項の次に次の 2 項を加える。

- 前項の規定にかかわらず、福岡市職員の勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例 (昭和 26 年福岡市条例第 55 号。以下「条例」という。) の適用を受ける職員の例により、早出遅出勤務 (始業及び終業の時刻をあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務をいう。) を行う職員の勤務時間については、総務企画局長が別に定める。
- 条例第 3 条第 8 項の規定は、会計年度任用職員の申告を考慮した勤務時間を割り振らない日の設定及び勤務時間の割振りについて準用する。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

単純な労務に雇用される職員就業規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和7年3月31日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市規則第24号

単純な労務に雇用される職員就業規則の一部を改正する規則

単純な労務に雇用される職員就業規則（昭和26年福岡市規則26号）の一部を次のように改正する。

第4条第6項中「に前3項」を「に第5項から第7項まで」に、「福岡市職員の勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例（昭和26年福岡市条例第55号。以下「勤務条件条例」という。）」を「勤務条件条例」に、「前3項」を「第5項から前項まで」に改め、同項を同条第9項とし、同条中第5項を第7項とし、同項の次に次の1項を加える。

8 職員の申告を考慮して、第5項及び前項の規定による勤務を要しない日のほかに当該職員の勤務時間を割り振らない日を設け、又は当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障がないと認める場合には、これらの規定にかかわらず、勤務条件条例の適用を受ける職員の例により、これらの規定による勤務を要しない日のほかに当該職員の勤務時間を割り振らない日を設け、又は当該職員の勤務時間を割り振ることができる。

第4条第4項中「前3項」を「前各項」に、「第3条」を「第5条」に改め、同項を同条第6項とし、同条中第3項を第5項とし、第2項を第3項とし、同項の次に次の1項を加える。

4 前項の規定にかかわらず職員の健康及び福祉を考慮して必要があると認める場合には、勤務条件条例の適用を受ける職員の例により、休憩時間を60分から45分に短縮することができる。

第4条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、早出遅出勤務（始業及び終業の時刻をあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務をいう。）を行う職員の勤務時間については、福岡市職員の勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例（昭和26年福岡市条例第55号。以下「勤務条件条例」という。）の適用を受ける職員の例による。

第5条の2第1項中「第4条第6項」を「第4条第9項」に改める。

第7条第1項中「第4条第2項」を「第4条第3項」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

単純な労務に雇用される職員就業規則の臨時特例に関する規則を廃止する規則を制定し、ここに公布する。

令和7年3月31日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市規則第25号

単純な労務に雇用される職員就業規則の臨時特例に関する規則を廃止する規則

単純な労務に雇用される職員就業規則の臨時特例に関する規則（昭和50年福岡市規則第63号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

